

第1章 計画策定にあたって

1. なぜ計画の策定が必要か

- 大阪府では、平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度までを計画期間とする第4次大阪府障がい者計画に基づき、福祉、教育、就労、まちづくりなど広範な分野にわたる施策を総合的、計画的に推進してきました。
- 第4次大阪府障がい者計画においては、「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に据え、「権利の主体としての障がい者の尊厳の保持」「社会的障壁¹の除去・改善」「障がい者差別の禁止と合理的配慮²の追求」「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」「多様な主体による協働」の 5 つの基本原則に基づいて施策を進めてきましたが、とりわけ、「地域生活への移行の推進」と「就労支援の強化」「施策の谷間にあった分野への支援の充実」については、最重点施策として位置付け、具体的な数値目標の達成をめざして強力に推進してきたところです。
- 一方、第4次大阪府障がい者計画が策定された平成 24（2012）年度以降も、国では、障がい者制度全般にわたる改革が進められています。障がい者の定義に新たに難病等を加えるとともに障がい福祉サービスの充実等を内容とする障害者総合支援法をはじめ、障害者基本法の改正において基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示す障害者差別解消法といった、多くの障がい者に関する法律が制定又は改正されています。
また、平成 28（2016）年 4 月に発生した熊本地震をはじめとする自然災害や、同年 7 月に発生した相模原市の障がい者支援施設における殺傷事件、相次ぐ駅ホームからの転落・死亡事故等を受け、障がい者の安全・安心の確保に向けた取組みの強化が急務となっています。
- そこで、このような社会状況やこれまでの施策の進捗状況を踏まえて、第4次大阪府障がい者計画が、真の共生社会の実現に向けてより一層実効性のあるものとなるよう、その内容等を見直し、「第4次大阪府障がい者計画（後期計画）」（以下、「本計画」という。）を策定します。
また、平成 18（2006）年度からは、障害者自立支援法（平成 25（2013）年度以降は障害者総合支援法）に基づく障がい福祉サービス等が地域で計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村において障がい福祉計画が策定されていますが、大阪府の障がい者計画は、この障がい福祉計画を含めて一体的に策定しています。このため、平成 30（2018）年度から開始する第 5 期障がい福祉計画と、同じく平成 30（2018）

¹ 「社会的障壁」とは、障がい者にとって障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

² 「合理的配慮」とは、障がいのある人が生活する上で、障がい特性や困り事に対する配慮を求めた場合、必要な変更や調整、工夫等を行なうことで、同等の機会を提供するためのものです。

年度から新たに児童福祉法に基づき開始する障がい児福祉計画も、本計画に含まれるものとして一体的に策定します。

- なお、本計画の策定に当たっては、障がい当事者やその家族が多数参画する「第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」における議論をもとに、平成 29（2017）年 5 月に大阪府障がい施策推進協議会が取りまとめた意見具申「第4次大阪府障がい者計画の見直しについて」を最大限に尊重するとともに、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（以下、「障がい福祉計画等」という。）については国の基本指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）を踏まえて、とりまとめています。
- 大阪府としては、本計画の推進を通じて、市町村とともに障がい福祉サービスや相談支援などのさらなる整備・充実を図るとともに、教育や就労、まちづくりなど広範な施策の推進を図り、障がい者の自立と社会参加を実現することをめざします。

障がい者施策にかかる主な法制度等の動向

◎ 障害者虐待防止法の制定（平成 24 年 10 月施行）

障がい者虐待の類型が、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つに分類され、養護者、障がい者福祉施設従事者等、使用者、それぞれによる障がい者虐待防止等に係る具体的スキームが定められました。また、「障がい者虐待」を受けたと思われる障がい者を発見した者に速やかな通報が義務付けられました。

◎ 障害者総合支援法の制定（平成 25 年 4 月施行、一部平成 26 年 4 月施行）

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等が追加されました。

また、「障がい程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な度合いを総合的に示す「障がい支援区分」に改められるとともに、重度訪問介護や地域移行支援の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、意思疎通支援に係る市町村と都道府県の役割の明確化等が実施されました。

◎ 障害者優先調達推進法の制定（平成 25 年 4 月施行）

障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅就業障がい者等の自立の促進に資するため、国や地方公共団体等の責務や調達の推進、公契約における障がい者の就業を促進するための措置等について定められました。

◎ 精神保健福祉法の改正（平成 26 年 4 月施行）

保護者制度が廃止され、医療保護入院の要件を精神保健指定医 1 名の診断と家族等のいずれかの者の同意に変更されました。

また、病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに課されることとなりました。

◎ 災害対策基本法の改正（平成 26 年 4 月施行）

市町村長に、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられるとともに、指定緊急避難場所と福祉避難所を含めた指定避難所の指定が義務付けられました。

◎ 障害者差別解消法の制定（平成 28 年 4 月施行）

障害者基本法の改正において基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示すものとして、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」が義務化されました。（合理的配慮の提供は、行政機関には義務、民間事業者には努力義務。）

また、自治体は、差別解消支援のための障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる旨が規定されました。

◎ 障害者雇用促進法の改正（平成 28 年 4 月施行、一部平成 30 年 4 月施行）

雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供義務について定められるとともに、事業主に対して、その雇用する障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務化されました。

また、平成 30 年 4 月からは、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加えられることとなりました。

◎ 成年後見制度利用促進法の制定（平成 28 年 5 月施行）

成年後見制度の基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、都道府県の措置（人材育成、必要な助言）や市町村の措置（国の基本計画を踏まえた計画の策定等、合議制の機関の設置）について定められました。

◎ 発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月施行）

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、発達障がい者の支援のための施策の規定等、法律の全般にわたって改正されました。

◎ 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者に対する介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られます。また、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が実施されます。

2. この計画はどのような性格をもっているのか

- 都道府県障がい者計画は、障害者基本法第 11 条第 2 項に基づくものであり、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画です。

また、府民が行う障がい者に対する支援活動や市町村の障がい者施策及び市町村障がい者計画に関するガイドラインにもなるものです。

- 都道府県障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法第 8 9 条第 1 項と児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項の規定に基づくものであり、国の基本指針に即して、3 年間の障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等（以下、「障がい福祉サービス等」という。）の見込量等を示すものです。

また、都道府県と同時に策定する市町村の障がい福祉計画等の達成に資するため、これらとの整合を図りながら、広域的な観点から具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策等を定めています。

- 本計画は、第 5 期大阪府障がい福祉計画と第 1 期大阪府障がい児福祉計画（以下、「第 5 期大阪府障がい福祉計画等」という。）を含めて一体的に記述しており、障がい福祉サービス等の見込量等については、市町村の算定したものを集計して設定し、第 4 章に該当部分をまとめて掲載しています。

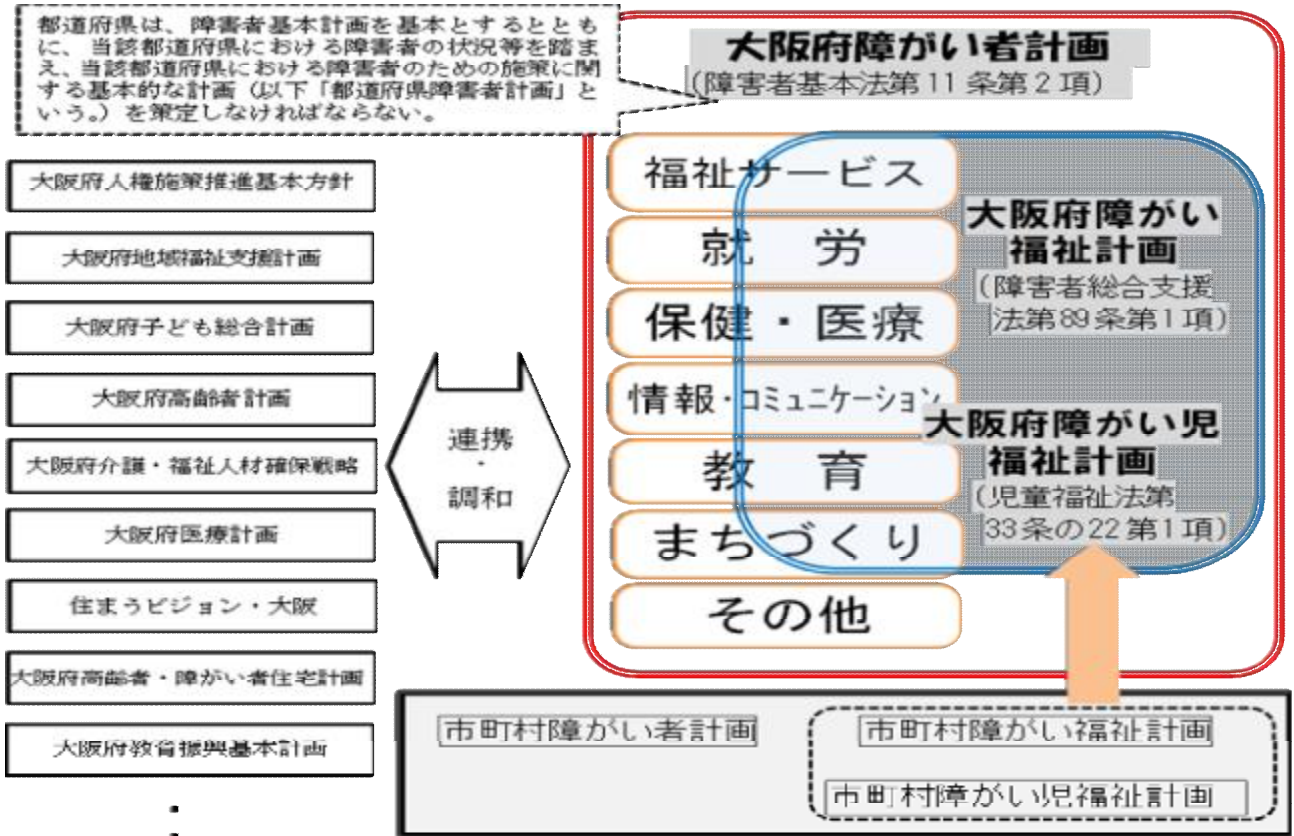
- また、「将来ビジョン・大阪」との整合や、「大阪府人権施策推進基本方針」、「大阪府地域福祉支援計画」、「大阪府子ども総合計画」、「大阪府高齢者計画」、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」、「大阪府医療計画」、「住まうビジョン・大阪」、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」、「大阪府教育振興基本計画」など関係計画等との連携・調和を図っています。

3. 計画の目標時期はいつか

- 障がい福祉計画等は、国の基本指針で、3 年を 1 期として策定することになっており、第 5 期大阪府障がい福祉計画等は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間の計画とします。

- 第 4 次大阪府障がい者計画の計画期間は、平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度までの 10 年間としていましたが、第 5 期大阪府障がい福祉計画等の計画期間が平成 32（2020）年度までであることも踏まえ、当初の計画期間を 1 年間短縮し、平成 32（2020）年度を本計画の終期とします。

障がい者計画等と関係計画等との概念図



障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の計画期間

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
障がい者計画							第4次障がい者計画 第4次障がい者計画(後期計画)			
障がい福祉計画	第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			
障がい児福祉計画							第1期障がい児福祉計画			

4. 計画が実効性をもつために

- 大阪府では、予算事業だけでなく、予算を伴わない取組みも含めあらゆる手法を用いて、計画に実効性を持たせることが必要であると考えています。具体的な事業や取組みについては、その時々々の要請、状況に応じて検討していくこととし、引き続き、適切な状況把握と効果的な事業実施に向け、最大限の努力をしていきます。
- また、国に対しては、障がい者の自立と社会参加を実現する上で必要な法制度や施策の創設・改正がなされるよう、具体的な要望及び提言を行っていきます。さらに、施策の進捗状況を踏まえ、市町村など関係者との連携を密に図り、目標を達成していきます。

5. 計画を推進する体制や進行管理をどうするか

- 本計画は、大阪府のホームページに掲載し、市町村をはじめ、さまざまな関係者に周知等を図ります。
- 大阪府においては、大阪府障がい者施策推進本部のもと関係部局が連携しながら、本計画を推進し、障がい者施策の充実を図ります。
また、本計画の進捗状況等について、毎年度、大阪府障がい者施策推進協議会に報告し、点検、評価等を受けるなど、障がい当事者を中心に関係者の意見を大切にしながら本計画の推進を図っていきます。
- なお、第5期障がい福祉計画等については、国の基本指針により、平成32(2020)年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定するとともに、成果目標を達成するため、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの各年度の障がい福祉サービス等の各分野における取組みの状況を分析するための指標(活動指標)を設定し、その見込値の達成のための方策等を明らかにすることにより、同計画の目標を実現していかなければならないこととされています。このため、方策等については第3章に反映するとともに、成果目標や活動指標等については第4章において掲載しています。また、「成果目標」と「活動指標」については年1回、その進捗状況の分析・評価等を行い、その結果を公表します。

(大阪府における成果目標と活動指標の関係)

(成果目標)

(活動指標)

(基本指針の理念) 自立と共生の社会を実現
障がい者が地域で暮らせる社会

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 大阪府の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 保健所圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 精神病床における1年以上長期入院患者数
- 精神病床における早期退院率（入院後3か月・6か月・1年の退院率）

(都道府県・市町村)

- 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

障がい者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点等の整備

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、生活介護）利用者から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
- 就労定着率の増加
- 工賃の向上

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障がい者に対する職業訓練の受講者数

障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障がい児相談支援の利用児童数

(都道府県)

- 福祉型障がい児入所施設の利用児童数
- 医療型障がい児入所施設の利用児童数